

静岡県中間検査制度講習会「建築基準法に基づく中間検査制度の拡充～昨年の基礎ぐい工事に係る問題を受けて～」の内容について寄せられた質問と回答

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

質問	回答
<p>【中間検査申請に係る手数料算定の取扱いについて】</p> <p>中間検査申請書第三面の「8.特定工程ーハ. 検査対象床面積」に記載する床面積について。</p> <p>階数が3以上の建築物の場合、</p> <p>基礎の工程：検査対象床面積は最下階の床面積</p> <p>建方等の工程：検査対象床面積は検査対象となる階までの各階の床面積の合計</p> <p>となり、建方等の工程において検査対象床面積は手数料算定用の床面積と異なるということで良いか。</p>	<p>ご指摘のとおり、建方等の工程において、検査対象面積と手数料算定面積は異なる場合があります。</p> <p>建方等の工程に係る手数料算定面積から基礎の工程に係る床面積を除くのは、手数料算定時の取扱いになるため、申請書に記載する検査対象床面積からは基礎の工程分を除く必要はありません。また、基礎部分を除く最下階は中間検査対象となります。</p> <p>※手数料算定用の面積については備考欄等に記載してもらおうと間違いが無いと思います。</p>